４　使用料、受益者負担金

（１）下水道使用料

①　有収水量と有収率の推移

②　下水道使用料の単価表

③　下水道使用料調定

（２）下水道事業受益者負担金・分担金

①　受益者負担金・分担金の額

②　受益者負担金・分担金の調定・収納状況

（３）水洗化の促進

①　融資制度

②　融資の状況

（４）私道への公共下水道布設制度

4　使用料、受益者負担金

（1） 下水道使用料

① 有収水量と有収率の推移

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
汚水処理水量(千㎥)	26,091	25,876	27,086	27,917	26,514
有 収 水 量（千 ㎥）	22,122	22,245	22,711	23,100	23,369
有　収　率　（％）	84.8	86.0	83.8	82.7	88.1

② 下水道使用料の単価表

（平成20年4月1日改定）

区　　分	基本使用料 （1 か月につき）	従量使用料 （1 か月につき）	
一 般 汚 水	10 ㎥まで 1,260 円	10 ㎥を超え　20 ㎥まで	1 ㎥につき　155 円
		20 ㎥を超え　50 ㎥まで	1 ㎥につき　176 円
		50 ㎥を超え　100 ㎥まで	1 ㎥につき　196 円
		100 ㎥を超え　200 ㎥まで	1 ㎥につき　238 円
		200 ㎥を超え　300 ㎥まで	1 ㎥につき　270 円
		300 ㎥を超え　500 ㎥まで	1 ㎥につき　290 円
		500 ㎥を超え　1000 ㎥まで	1 ㎥につき　293 円
		1000 ㎥を超える分	1 ㎥につき　296 円
公衆浴場汚水	10 ㎥まで 1,260 円	10 ㎥を超える分	1 ㎥につき　10 円

※　消費税相当額を含まない

※　従量使用料は、従量使用料欄の水量の区分に従い、使用水量をそれぞれの区分ごとに分割して算出した額の合計額とする

③ 下水道使用料調定

年月	内訳	調定	収入額	未収累計額
平成29年	件数(件)	51,180	73	51,107
4月	金額(円)	345,934,774	1,016,686	344,918,088
	件数(件)	48,884	41,258	58,733
5月	金額(円)	395,596,285	270,492,789	470,021,584
	件数(件)	51,116	46,548	63,301
6月	金額(円)	360,801,807	337,694,997	493,128,394
	件数(件)	49,156	49,413	63,044
7月	金額(円)	408,715,577	380,671,675	521,172,296
	件数(件)	51,351	49,344	65,051
8月	金額(円)	368,131,490	375,130,718	514,173,068
	件数(件)	49,004	50,348	63,707
9月	金額(円)	403,395,186	389,199,116	528,369,138
	件数(件)	51,665	49,649	65,723
10月	金額(円)	366,197,410	386,080,878	508,485,670
	件数(件)	49,207	50,801	64,129
11月	金額(円)	397,430,443	390,674,698	515,241,415
	件数(件)	51,713	50,696	65,146
12月	金額(円)	359,892,266	371,497,932	503,635,749
平成30年	件数(件)	49,205	51,069	63,282
1月	金額(円)	398,951,036	393,538,545	509,048,240
	件数(件)	51,833	47,995	67,120
2月	金額(円)	362,043,171	341,684,862	529,406,549
	件数(件)	50,009	52,112	65,017
3月	金額(円)	382,075,319	415,042,007	496,439,861
平成29年度	件数(件)	604,323	539,306	65,017
	(対前年度比%)	(102.3)	(102.2)	(102.9)
	金額(円)	4,549,164,764	4,052,724,903	496,439,861
	(対前年度比%)	(101.2)	(101.2)	(101.1)
平成28年度	件数(件)	590,808	527,632	63,176
	(対前年度比%)	(102.5)	(102.6)	(101.8)
	金額(円)	4,495,494,835	4,004,508,065	490,986,770
	(対前年度比%)	(101.5)	(102.1)	(97.1)
平成27年度	件数(件)	576,277	514,230	62,047
	(対前年度比%)	(103.0)	(103.4)	(99.9)
	金額(円)	4,428,606,640	3,922,923,920	505,682,720
	(対前年度比%)	(102.2)	(102.1)	(103.0)
平成26年度	件数(件)	559,505	497,386	62,119
	(対前年度比%)	(103.2)	(105.2)	(89.5)
	金額(円)	4,332,619,943	3,841,489,530	491,130,413
	(対前年度比%)	(102.5)	(103.1)	(97.8)
平成25年度	件数(件)	542,129	472,698	69,431
	(対前年度比%)	(103.2)	(91.4)	(886.1)
	金額(円)	4,228,835,988	3,726,573,514	502,262,474
	(対前年度比%)	(100.8)	(89.7)	(1248.9)

※金額は消費税及び地方消費税を含む。
※平成25年度は、翌年度からの地方公営企業法適用に伴う打ち切り決算のため、3月末までの収入額である。

（2）下水道事業受益者負担金・分担金

「受益者負担金・分担金制度」は、下水道整備により利益を受ける地域の皆様に、土地の面積に応じて建設費用の一部を負担していただく制度です。

① 受益者負担金・分担金の額

下水道供用開始区域内の土地の面積に1㎡当たり171円を乗じて得た額

② 受益者負担金・分担金の調定・収納状況

・受益者負担金 （旧久留米地域、三潴町、北野町）

年度	調定額 （円）	収納額 （円）	収納率（%）
平成 29 年度	86,820,040	83,472,610	96.14
平成 28 年度	84,150,920	80,347,970	95.48
平成 27 年度	81,548,470	77,149,233	94.61
平成 26 年度	94,322,850	87,476,160	92.74
平成 25 年度	119,658,390	111,659,400	93.32

・ 受益者分担金 （田主丸町、城島町）

年度	調定額 （円）	収納額 （円）	収納率（%）
平成 29 年度	24,452,340	23,392,230	95.66
平成 28 年度	21,495,970	20,720,630	96.39
平成 27 年度	29,888,800	29,115,610	97.41
平成 26 年度	16,572,930	16,276,200	98.21
平成 25 年度	13,483,790	13,246,000	98.24

（３） 水洗化の促進

① 融資制度

水洗便所の改造工事に要する費用を一時に負担することが困難な方のために、融資あっせん制度を設けています。

・取扱金融機関　福岡銀行　福岡県南部信用組合　筑後信用金庫
とびうめ信用組合　久留米市農業協同組合（ＪＡくるめ）
筑邦銀行　西日本シティ銀行　大川信用金庫
にじ農業協同組合（ＪＡにじ）　福岡大城農業協同組合（ＪＡ福岡大城）
三潴町農業協同組合（ＪＡみづま）　（※いずれも市内の本店及び各支店）

・融 資 金 額　１３万円～５２万円

・償 還 利 率　年利１．１５％　（Ｈ２９．４．１現在）

・償 還 方 法　融資した日の属する月の翌日から毎月均等償還（元利均等償還）

・融 資 の 条 件

- 家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者であること
- 市内に住所を有し、市内に住んでいる者であること
- 独立の生計を営む者であること
- 工事の費用を一時に負担することが困難な者であること
- 借受けた資金の償還及び利息の支払能力を十分有すること
- 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと
- 身元確実な連帯保証人があること（ただし、市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、市税及び下水道受益者負担金を滞納していない者）

・利 子 補 給　融資あっせん制度を利用した下水道接続工事について、元金と利息を完済後、利子の補給をいたします（元金 52 万円の利子額が上限となります）。

② 融資の状況

年度	融資件数（件）	融資金額（万円）	確認申請件数（件）	借受率（%）	平均融資額（円）
平成 29 年度	20	1,216	1,977	1.0	608,000
平成 28 年度	20	1,020	2,035	1.0	510,000
平成 27 年度	25	1,156	1,915	1.3	462,400
平成 26 年度	40	1,836	1,941	2.1	459,000
平成 25 年度	38	1,873	2,156	1.8	492,895

（4） 私道への公共下水道布設制度

私道に面する家屋の下水道利用を促進するため、私道に公共下水道を布設する場合、私道関係者の申請に基づき、一定の要件を備えていれば、市が公共下水道を布設しています。

対象になる私道　生活道路として利用されている道路

主な要件　1．道路の一端が公道に接していること

2．公道に面した家屋(A 及び D)を除いて2戸以上あること。かつ、その家屋(B 及び C)が同一人の所有に属さないこと

3．私道の所有者全員が公共下水道の布設を承諾していること

【 イメージ図 】

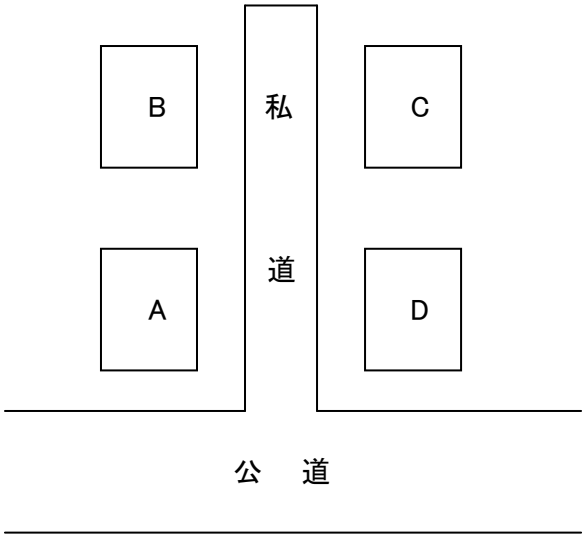

私道布設実績　（平成29年度末現在）

年　度	私道布設件数	受益棟数
平成 25 年度以前	930	6，186
平成 26 年度	20	77
平成 27 年度	31	136
平成 28 年度	13	50
平成 29 年度	13	77
累　計	1，007	6，526